

## (参考) 投票区の再編等



事務の効率化及び経費節減、投票立会人の確保等を目的として、投票所の統廃合及び投票所閉鎖時刻の1時間繰り上げ（各総合支所管内の投票区）等を議会・自治会等での説明、パブリックコメント等を経て平成24年7月29日執行山口県知事選挙より実施しました。

### 1 投票区の再編

158箇所の投票所を121箇所としました。

地 区	旧	再編後
本庁管内	74	72
菊川総合支所管内	12	4
豊田総合支所管内	17	12
豊浦総合支所管内	25	17
豊北総合支所管内	30	16
合 計	158	121

#### 【地域別詳細】

(凡例) 統合  一部を統合 

#### 本庁管内

【旧】			【再編後】		
投票区名	町 名・通称町名	登録者数	投票区名	町 名・通称町名	登録者数
清末第1	大字阿内を除く清末全町	4,587	清末	清末陣屋、清末西町一～三丁目、清末五毛一丁目、清末本町、清末中町一～三丁目、清末鞍馬一～五丁目、清末大門、清末千房一～三丁目、清末東町一～六丁目、清末大門、大字清末、大字阿内	4,993
清末第2	清末阿内町、清末阿内上町	406			
吉田第1	吉田六区町を除く吉田全町	1,336	吉田	吉田一～八区町	1,409
吉田第2	吉田六区町	73			
合 計		6,402	合 計		6,402

(本庁のその他の投票区に変更なし)

## 菊川総合支所管内

【旧】

投票区名	該当自治会名	登録者数
菊川第1	上市・東区・西区・下市・上田部・七見・一本松	1,908
菊川第2	上保木・下保木・下大野・上大野	1,110
菊川第3	東中山・西中山	93
菊川第4	轡井・道市	131
菊川第5	荒小田南・荒小田北・船場・茶屋川・沖台	1,219
菊川第6	萩ヶ台・上諏訪・小出・坂ノ上	543
菊川第7	植松・台下・台上	321
菊川第8	防迫上・防迫下・竜王	211
菊川第9	岡田下・岡田上・菊楽・妻月・中の田	510
菊川第10	久野	246
菊川第11	下貴飯・印内・後浴・藤内畑・大藤	204
菊川第12	日新	213
合計		6,709

【再編後】

投票区名	該当自治会名	登録者数
菊川第1	東中山・西中山・上市・東区・西区・下市・上田部・七見・一本松	2,001
菊川第2	上保木・下保木・下大野・上大野・轡井・道市	1,241
菊川第3	荒小田南・荒小田北・船場・茶屋川・沖台・萩ヶ台・上諏訪・小出・坂ノ上・植松・台下・台上・防迫上・防迫下・竜王	2,294
菊川第4	岡田下・岡田上・菊楽・妻月・中の田・久野・下貴飯・印内・後浴・藤内畑・大藤・日新	1,173
合計		6,709

## 豊田総合支所管内

【旧】

投票区名	該当自治会名	登録者数
豊田第1	殿居・佐野・荒木	337
豊田第2	上柵路子	96
豊田第3	下柵路子	57
豊田第4	一ノ俣	175
豊田第5	稲見	91
豊田第6	秋葉	165
豊田第7	上八道・中八道・下八道・鷹子	469
豊田第8	上浮石・中浮石・下浮石	489
豊田第9	長正司・殿敷・高熊・楢原・西市一区・西市二区・矢田	1,628
豊田第10	上殿敷	88
豊田第11	大河内	173
豊田第12	台・今出・地吉	193
豊田第13	庭田	65
豊田第14	中ノ瀬	70
豊田第15	三野和・石町	415
豊田第16	稲光・日高萩	223
豊田第17	中村・阿座上	480
合計		5,214

【再編後】

投票区名	該当自治会名	登録者数
豊田第1	殿居・佐野・荒木	337
豊田第2	上柵路子・下柵路子	153
豊田第3	一ノ俣	175
豊田第4	稲見	91
豊田第5	秋葉	165
豊田第6	上八道・中八道・下八道・鷹子	469
豊田第7	上浮石・中浮石・下浮石	489
豊田第8	長正司・殿敷・高熊・楢原・西市一区・西市二区・矢田・上殿敷・庭田	1,781
豊田第9	大河内・台・今出・地吉	366
豊田第10	三野和・石町	415
豊田第11	稲光・日高萩・中ノ瀬	293
豊田第12	中村・阿座上	480
合計		5,214

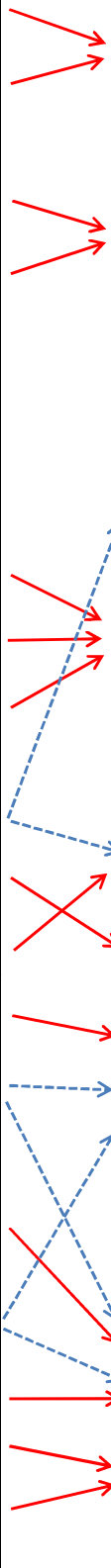
豊浦総合支所管内

【旧】

投票区名	該当自治会名	登録者数
宇賀第1	大河内	113
宇賀第2	本郷	191
宇賀第3	今みの	87
宇賀第4	湯玉在	212
宇賀第5	湯玉東・湯玉西・湯玉南・湯玉北・川嶋	864
小串第1	稲荷・駅前・石堂・上石堂・病院・ひびき	896
小串第2	宮本・秋葉・入尾・大才・本浦・川端・奥小路・中小路・先中・先小路・大先	1,336
川棚第1	高野・中央1区・中央2区	1,453
川棚第2	北村(天神住宅除く)	610
川棚第3	上小野	88
川棚第4	中小野	154
川棚第5	下小野	154
川棚第6	江良・湯町	796
川棚第7	下村・北村(天神住宅)	446
川棚第8	松谷・谷吉団地	750
川棚第9	高砂1区・高砂2区・塩田・二の浜住宅	1,459
黒井第1	郷杜屋・沼・杜屋1区・杜屋2区・原1区・原2区・神田上・神田下・黒井住宅・長徳寺	1,197
黒井第2	一ノ瀬・石印寺・市・大門	289
黒井第3	大西・阿遠・上郷・下郷・上郷団地・西明寺住宅	684
黒井第4	豊洋台1町・豊洋台2町・豊洋台3町・豊洋台新町	1,704
黒井第5	白滝・市ノ内・上中・下中・北無田	386
黒井第6	野田・八ヶ浜	411
黒井第7	涌田1区～10区	678
室津第1	室津1区～7区	1,196
室津第2	室津8区	93
合計		16,247

【再編後】

投票区名	該当自治会名	登録者数
宇賀第1	大河内・本郷	304
宇賀第2	今みの	87
宇賀第3	湯玉在・湯玉東・湯玉西・湯玉南・湯玉北・川嶋	1,076
小串第1	稲荷・駅前・石堂・上石堂・病院・ひびき	896
小串第2	宮本・秋葉・入尾・大才・本浦・川端・奥小路・中小路・先中・先小路・大先	1,336
川棚第1	高野・中央1区・中央2区	1,453
川棚第2	北村(天神住宅13人)	623
川棚第3	上小野・中小野・下小野	396
川棚第4	江良・湯町	796
川棚第5	高砂1区・高砂2区・塩田・二の浜住宅・下村	1,892
川棚第6	松谷・谷吉団地	750
黒井第1	郷杜屋・沼・杜屋1区・杜屋2区・原1区・原2区・神田上・神田下・黒井住宅・長徳寺・石印寺・市・大門・八ヶ浜	1,706
黒井第2	白滝・市ノ内・上中・下中・北無田	386
黒井第3	大西・阿遠・上郷・下郷・上郷団地・西明寺住宅	684
黒井第4	豊洋台1町～新町・一ノ瀬	1,772
黒井第5	野田・涌田1区～10区	801
室津	室津1区～8区	1,289
合計		16,247



豊北総合支所管内

【旧】

投票区名	該当自治会名	登録者数
田耕第1	杣地・中河内・市庭・五千原	375
田耕第2	川中曾・原・部上・小野	167
田耕第3	朝生・上太田・下太田	212
田耕第4	大庭(田耕)	120
滝部第1	駅前・下市(滝部)・上市(滝部)・高良・大庭(滝部)・中村・田代・久森	1,310
滝部第2	大代・寺地・神田口	325
滝部第3	境下・向坊・中原	222
神玉第1	河原(神玉)・西沢・根崎・上野	229
神玉第2	寺川・津波敷・地方南・地方北・中東・矢玉東・矢玉西・江向	799
神玉第3	下田・波原	118
神玉第4	江尻上・江尻下・岡林	335
神玉第5	後地・和久南・和久北	468
神田第1	肥中	172
神田第2	堀越・鳴滝・大川・荒田・特牛	555
神田第3	島戸地方・島戸	558
神田第4	附野・大久保	182
角島第1	西迫・仮島・辻方	135
角島第2	岡方・前方・野崎・後方	214
角島第3	黒瀬・辻ヶ浜・久保・堂の奥・森の前・河原(角島)	405
阿川第1	河内・上市(阿川)・野地・大浦	310
阿川第2	飯塚・平畑	109
阿川第3	土井・大曲・細井・立目・下市(阿川)・小瀬戸	532
阿川第4	浦(阿川)	277
粟野第1	市の瀬・宮迫・蓋の井・小河内	171
粟野第2	小迫・郷西上	102
粟野第3	郷東・浦(粟野)	464
粟野第4	郷西下・安崎	183
北宇賀第1	上畑・下畑	200
北宇賀第2	直子・辻ヶ畑上・寺畑・掛地	210
北宇賀第3	二見	261
合計		9,720

【再編後】

投票区名	該当自治会名	登録者数
田耕第1	杣地・中河内・市庭・五千原・川中曾・原・部上・小野・朝生・上太田・下太田・大庭(田耕)	874
滝部第1	駅前・下市(滝部)・上市(滝部)・高良・大庭(滝部)・中村・田代・久森・大代・寺地・神田口・境下・向坊・中原	1,857
神玉第1	寺川・津波敷・地方南・地方北・中東・矢玉東・矢玉西・江向	799
神玉第2	河原(神玉)・西沢・根崎・上野・下田・波原・江尻上・江尻下・岡林	682
神玉第3	後地・和久南・和久北	468
神田第1	肥中・附野・大久保	354
神田第2	堀越・鳴滝・大川・荒田・特牛	555
神田第3	島戸地方・島戸	558
角島第1	西迫・仮島・辻方・岡方・前方・野崎・後方	349
角島第2	黒瀬・辻ヶ浜・久保・堂の奥・森の前・河原(角島)	405
阿川第1	河内・上市(阿川)・野地・大浦・飯塚・平畑・土井・大曲・細井・立目・下市(阿川)・小瀬戸	951
阿川第2	浦(阿川)	277
粟野第1	市の瀬・宮迫・蓋の井・小河内・小迫・郷西上	273
粟野第2	郷東・浦(粟野)・郷西下・安崎	647
田耕第2	上畑・下畑	200
滝部第2	直子・辻ヶ畑上・寺畑・掛地・二見	471
合計		9,720

## 2 その他の措置

### (1) 移動支援バスの運行

投票区の再編により、投票所が遠くなるお年寄りや体の不自由な方などを対象として、無料の送迎バスを運行しました。

### (2) 期日前投票所

これまで、本庁期日前投票所を除き、各支所等に設置した期日前投票所で投票できる方は、当該支所等の管内に住所を有する方としていましたが、これを廃止し、いずれの期日前投票所でも投票できるようにしました。ただし、4 総合支所の期日前投票期間は次の表のとおり一部短縮しました。

選挙の種類	期日前投票期間																	投票日
	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
衆議院議員選挙						※	3日短縮											
参議院議員選挙	※					8日短縮												
県知事選挙	※					8日短縮												
県議会議員選挙						変更なし			※									
市長・市議会議員選挙						変更なし				※								

注：※は公(告)示日

## 3 パブリックコメント結果

- 意見募集期間 平成 24 年 1 月 10 日(火) ～ 平成 24 年 2 月 9 日(木)
- 意見提出状況 12 件( 7 人)
- いただいたご意見とそれに対する選挙管理委員会の考え方

投票区及び投票所の統合、見直しについて

番号	寄せられた意見(要約)	選挙管理委員会の考え方
1	投票区の見直し案については、見直し案の通りが良い。	ご意見として承りました。
2	田耕第 4 投票区は、今回の見直しで田耕農林魚家婦人活動促進センターに統合されている。田耕の大庭地区と滝部の大庭地区は、隣接しているにもかかわらず別の投票区になっている。 行政区域に拘ることなく自宅からより近くの投票所にはできないのか。	投票区の区域については、旧下関市では町名単位、旧 4 町では自治会単位で決めています。このためご自宅の近くに投票所がありながら遠くのご自分の投票区の投票所まで行かなければならないことは、全投票区についても言えることとありますので、ご理解をお願いいたします。 なお、自治会単位で総意が得られれば投票所を変更することは可能です。
3	見直し(案)は全体として異論なし。ただし、稲見地区については、生活バス運用による足の確保を前提に豊田総合支所に統合し、豊田地区全体として投票所を 6 減にしているかどうか。	今回の見直しでは、小学校区を投票区の基準に置き、投票所までの距離、地形的な面も考慮し見直すこととしています。稲見地区は、多くが中山間地域であり、地形や投票所までの距離など地域の特性等を勘案し、現在の投票区を維

		持し、投票所を残すこととしています。
4	<p>今回の選挙体制見直し案については、高齢者の切り捨てだと思ふ。交通の便の悪い所に住むものにとって車の運転が出来ないので投票に行かないと言う人が多くいる。選挙当日に1回でも良いのでバスを出すことはできないのか。</p> <p>また、住民に大いに投票所変更の周知をして欲しい。</p>	<p>投票区の見直しにより投票所が遠くなる地区では、高齢者等を対象に生活バスの活用などによる移動支援を検討しております。投票区の見直しにより投票所が遠くなる地域の皆様には大変ご不便をおかけすることになりますが、投票日当日にご都合の悪い方は、期日前投票をご活用いただき、投票されますようお願いいたします。</p> <p>また、実施に際しましては、広報誌、ホームページでの周知のほか、チラシの配布・回覧や選挙当日の旧投票所への掲示等を行い、適切な周知に努めてまいります。</p>
5	<p>投票区及び投票所の見直しについては、交通弱者に与える影響が大きく、投票率の大幅下落は必至で賛成できない。見直しと言うなら、投票日当日、新投票所までの「バス」を走らせるなどの交通弱者対策を併せて示すべきではないか。</p>	

#### 期日前投票の改善について

番号	寄せられた意見(要約)	選挙管理委員会の考え方
6	<p>期日前投票期間の短縮については、期日前投票が、市内の全期日前投票所で行えるようになることから止むを得ないと思ふ。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>

#### ポスター掲示場について

番号	寄せられた意見(要約)	選挙管理委員会の考え方
7	<p>ポスター掲示場については、人口減少や過疎化によりもっと厳選して減らすべきである。</p>	<p>ポスター掲示場の数は、公職選挙法施行令により投票区の面積と選挙人名簿登録者数により1投票区内に10箇所以内で掲示するよう定められ、特別な事情がある場合には、設置数を減少することができることとされております。</p>
8	<p>ポスター掲示場の見直しについては、選挙公報も配布されるなか、現在の数は多すぎると思ふ。</p>	<p>今回の統廃合により約40箇所が減少することになりますので、ポスター掲示場の効用に配慮しながら配置の見直しを進めています。</p>

選挙事務の見直し・経費削減について

番号	寄せられた意見(要約)	選挙管理委員会の考え方
9	<p>投票所の閉鎖時刻の繰り上げ理由の一つに、投票立会人の選任も難しくなっているとあるが、選考方法によっては理由にならないと思う。投票立会人の公募選考を行い、不足する人数を今まで通りの選び方を行えば良いのではないか。</p>	<p>選挙当日の投票立会人は当該投票区の選挙人名簿に登録されている者の中からという、被選任資格が必要となります。投票立会人の選任は、現在のところ各自治会長さんへ推薦を依頼しており、その後に選挙管理委員会で選任の手続きを行っております。</p> <p>推薦に当たっては、公益代表という性格を考慮いただくこと、当該選挙に直接利害関係を持たない方という内容で依頼を行っております。選挙管理委員会としては、中立的な立場にある人を選任する必要があることから、今後も自治会長さんを通じて依頼していく予定ですので、ご理解をお願いいたします。</p>
10	<p>投票箱の送致については、タクシーが利用されているのは全く知らなかった。公用車でまとめて送致することはできないのか。</p>	<p>投票箱の送致については、長時間の投票事務に従事した後に、開票所まで運転することになる投票管理者に対する健康面の配慮と自動車事故への危険性を考慮しタクシーを利用しています。</p> <p>現在、4総合支所管内については、生活バス等を活用して送致することを検討しているところです。</p>
11	<p>選挙事務には、時間外勤務手当のかかる職員が従事しているが、各投票所に従事する職員は1名として、他は地域の有識者で対応することで人件費の削減を図ることはできないのか。</p>	<p>選挙は失敗の許されない公正かつ適正な執行が求められるため、選挙事務に慣れている市職員を主に配置しております。しかしながら、アルバイトの方を起用するなど、経費の削減に努めてまいります。</p>
12	<p>投票区の見直しは、経費削減のためとしか思えない。経費の削減を行うのであれば、まず市職員数を減らし、自らの身を削ってから住民にサービスの低下という負担をお願いすべきではないか。</p>	<p>今回の投票区の見直しは、市内全域を統一した基準で見直し、各投票区の有権者数の均衡や公平性を図ることを目的に行うものであり、経費削減を主な目的とするものではありません。</p> <p>しかしながら、行財政改革の推進や国による選挙執行経費基準法の改正等により、更なる選挙費用の抑制が求められており、併せて選挙事務や選挙経費といった選挙体制についてもより一層の見直しを行っているところであります。</p>